

判例評釈

## フランチャイズ・チェーン運営者の 加盟店に対する報告義務

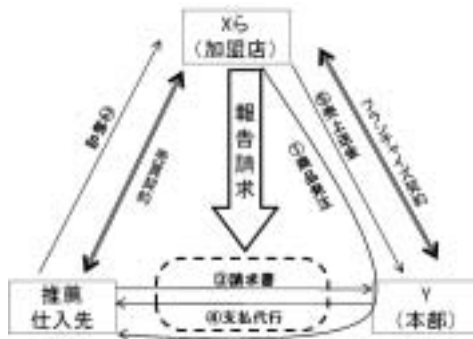
最高裁判所第二小法廷平成20年7月4日判決

(裁時1463号2頁、金法1858号46頁、判タ1285号69頁、判時2028号32頁、  
金判1318号60頁)

小笠原 奈菜

### 事実の概要

Xらは、昭和57年7月と平成3年10月に、それぞれ、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営するYとの間で加盟店基本契約（以下「本件基本契約」という）を締結し、コンビニエンス・ストアの経営を開始した。



本件基本契約において、加盟店経営者（Xら）とYとはそれぞれ独立の事業者とされ、加盟店経営者は独自に商品の仕入れができることとされていたが、實際上、加盟店経営者はYの提供する発注システム（以下「本件発注システム」という）を利用し、推薦仕入先から商品を仕入れて

いた。

なお、本件発注システムは、各加盟店経営者が各自のコンピュータからYに商品の発注データを送信し、Yはこれを集約・整理して推薦仕入先に送信する、推薦仕入先は、商品を各加盟店経営者に配送した上で、Yに請求データを送信するというものであり、本件基本契約には、加盟店経営者が推薦仕入先から本件発注システムによって商品を仕入れた場合は、加盟店経営者に代わってYが商品の仕入代金を支払い、加盟店経営者とYとの間の決済はオープンアカウント(加盟店経営者とYとの間の貸借の内容・経過及び加盟店経営者の義務に属する負担を逐次記帳して明らかにし、一括して借方、貸方の各科目を差引計算していく継続的計算関係をいい、商品の仕入代金やいわゆるチャージ等は借方に、加盟店経営者がYに送金する売上金等は貸方に計上される)によって行方旨定められていたが、本件発注システムによる仕入代金の支払に関するYから加盟店経営者への報告については何ら定められていなかった。

そこでXらは、Yに対し、本件基本契約等に基づき、YがXらに代わってした商品仕入代金の支払状況等、すなわち、支払内容(支払先・支払日・支払金額・商品名及び単価・個数)及び各仕入業者からYが受領した仕入値引高の受領内容につき報告(以下「本件報告」という)を求めた<sup>(1)</sup>。

一審判決(東京地判平成19年1月12日公刊物未登載)は、以上のような事実関係の下で、次のように判示した。すなわち、「加盟店基本契約は、・・・相互の権利義務関係を包括的に規定するものである。したがっ

---

(1) なお、Xは、Yが推薦する商品仕入先に対して、民法486条等に基づき、商品の仕入に係る請求書及び領収書の写しの引渡しも求めたが、上告が受理されなかったため、本評釈では扱わない。

て、原則として、その一部を取り出して民法の委任の規定や準委任の規定が適用されるとするのは相当ではない。・・・加盟店基本契約には会計・簿記サービスの提供義務について詳細な規定が置かれていること、それにもかかわらず、Yが加盟店に対して推奨仕入先からの請求書・領収書の交付や取引内容の報告について定めた明文の規定はないことからすると、明文規定がないのは、上記の各義務をYが負わない趣旨であると解される。また、Yの上記義務は加盟店の税務申告のためであるところ、・・・上記解釈によって不都合が生じることもない。したがって、書類の交付、説明義務について民法の規定の適用はないというべきである。」として、Xらの請求を棄却した。

原審（東京高判平成19年5月31日公刊物未登載）も、一審の判断を「相当である」とし、Xらの控訴を棄却した。

これに対して、Xらは、税の申告のための資料の提供義務について定める本件基本契約第36条に関する解釈原則違背、商慣習法違背、民法645条、646条の適用否定に関する民法違背を理由として、上告受理申立てを行なった。

## 判旨

### 破棄差戻し

「加盟店経営者が本件発注システムによって商品を仕入れる場合、仕入商品の売買契約は加盟店経営者と推薦仕入先との間に成立し、その代金の支払に関する事務を加盟店経営者がYに委託する（以下、これを「本件委託」という。）という法律関係にあるものと解される。したがって、本件委託は、準委任（民法656条）の性質を有するものというべきである。」

「もっとも、本件委託は本件基本契約の一部を成すものであるところ、前記事実関係によれば、本件基本契約においてはYの支払った仕入代金がオープンアカウントにより決済されることから、Yは、仕入代金相当額の費用の前払（民法649条参照）を受けることなく委託を受けた事務を処理することになり、しかも、支出した費用について支出の日以降オープンアカウントによる決済の時までの利息の償還（同法650条参照）を請求し得ず、本件委託に基づく仕入代金の支払について報酬請求権（商法512条参照）も有しないなど、本件委託に通常の準委任とは異なる点（以下、これを「本件特性」という。）が存することは明らかである。」

「本件基本契約には、本件発注システムによる仕入代金の支払に関するYから加盟店経営者への報告については何らの定めがないことは前記確定事実のとおりである。しかし、コンビニエンス・ストアは、商品を仕入れてこれを販売することによって成り立っているものであり、商品の仕入れは、加盟店の経営の根幹を成すものということができるところ、加盟店経営者は、Yとは独立の事業者であって、自らが支払義務を負う仕入先に対する代金の支払をYに委託しているのであるから、仕入代金の支払についてその具体的内容を知りたいと考えるのは当然のことというべきである。また、前記事実関係によれば、Yは、加盟店経営者から商品の発注データ及び検品データの送信を受け、推薦仕入先から検品データに基づく請求データの送信を受けているというのであるから、Yに集約された情報の範囲内で、本件資料等提供条項によって提供される資料等からは明らかにならない具体的な支払内容を加盟店経営者に報告すること（以下、この報告を「本件報告」という。）に大きな困難があるとも考えられない。そうすると、本件発注システムによる仕入代金の支払に関するYから加盟店経営者への報告について何らの定めがないからといって、委託者である加盟店経営者から請求があった場合に、準委任の性質を有する本件委託について、民法の規定する受任者の報告義務（民

法656条、645条) が認められない理由はなく、本件基本契約の合理的解釈としては、本件特性があるためにYは本件報告をする義務を負わないものと解されない限り、Yは本件報告をする義務を免れないものと解するのが相当である。そして、本件特性については、これのみに注目すると、通常の準委任と比較してYにとって不利益であり、Yの加盟店経営者に対する一方的な援助のようにも見えるが、このことは、仕入代金が前記のようにYにおいて加盟店の売上金の管理等をするオープンアカウントにより決済されることに伴う結果であるし、前記事実関係によれば、Yには、オープンアカウントによる決済の方法を提供することにより、仕入代金の支払に必要な資金を準備できないような者との間でも本件基本契約を締結して加盟店を増やすことができるという利益があり、また、加盟店経営者がオープンアカウントによる決済の方法を利用して仕入商品を増やせば、売上げも増えることが見込まれ、売上利益に応じた加盟店経営に関する対価を取得するYの利益につながるのであるから、本件特性があるためにYは本件報告をする義務を負わないものと解することはできない。

したがって、Yは、本件基本契約に基づき、Xらの求めに応じて本件報告をする義務を負うものというべきである。」と判示し、Yが報告義務を負う本件報告の具体的内容について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、本件を原審に差し戻した。

## 評釈

### 一 本判決の意義

本判決は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーン運営者が、一定の条件の下で、加盟店経営者に対して報告義務を負うことを

明らかにした判決である。本判決は、特定の基本契約中の具体的な法律関係の性質決定に関するものであり、フランチャイズ契約一般において、報告義務を明らかにしたものでない。

しかし、実務上は、本件と同様の基本契約を用いるフランチャイズ・チェーンは多数あることから、影響は大きい。また、理論的にも、典型的な非典型契約であるフランチャイズ契約へ民法の典型契約規定を適用して報告義務を認めたものであり、意義は大きいといえる。

## 二 従来判例・学説

本判決は、本件委託は準委任（民法656条）の性質を有するとし、本件基本契約に本件報告義務に関する定めなしとした。そのうえで、民法656条、645条の適用が認められない理由はなく、さらに、本件基本契約の合理的解釈から考えて、「本件特性」は、645条も含めた準委任契約に関する規定全体を適用しない趣旨ではないと判断した<sup>(2)</sup>。以上の理解に基づき、検討を加える。

本判決は、フランチャイズ契約における情報提供・報告義務を扱うものである。しかし、従来のフランチャイズ契約における情報提供義務として裁判例に現れるものは、契約締結過程における情報提供義務であるため、本判決と同様に、フランチャイズ契約締結後の情報提供・報告義

---

(2) なお、「コメント」判タ1285号69頁において、賃貸借契約と浴場経営による営業利益分配契約との混合契約に関する最判昭和31年5月15日民集10巻5号496頁が引用されている。昭和31年判決は、旧借地法1条2項を適用する一方で、強行法規である同法7条の適用を否定するためには合理的根拠を明らかにすべきことを判示したものであり、本判決と事案を異にする。また、本判決においては、後に検討するように、報告義務を定める645条を適用する合理的根拠は明らかにされている。

務の有無を扱う裁判例は見あたらない。

### (一) フランチャイズの定義

フランチャイズの定義については、内外において多くの立法例・判例・学説等が存在し、統一する状態になっていない。日本フランチャイズチェーン協会によれば、フランチャイズとは、「事業者（『フランチャイザー』と呼ぶ）が他の事業者（『フランチャイジー』と呼ぶ）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業上の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売、その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的關係をいう」とされている<sup>(3)</sup>。中小小売商業振興法11条においても、フランチャイズ・ビジネスについて特定連鎖化事業の名のもとに、同様の定義がなされており、公正取引委員会による「ガイドライン」においても同様の定義がなされている<sup>(4)</sup>。

### (二) フランチャイズ契約の法的性質

このようなフランチャイズ・システムをつくるための契約が、フランチャイズ契約である。フランチャイズ契約の法的性質については、(a)

(3) 日本フランチャイズチェーン協会編『フランチャイズ・ハンドブック(第4版)』(1995) 74頁。

(4) 「『フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について』の改訂について」公正取引620号44頁。

混合契約とする説と、(b)独自の契約類型とする説と、二つの捉え方がある。

(a) 混合契約説

フランチャイズ契約は、混合契約説によると、継続的双務契約たる混合契約である<sup>(5)</sup>。具体的には、商標およびノウハウのライセンスを受けるといふ賃貸借的要素、一定の商品の販売およびサービスを提供する義務を負うといふ準委任的要素、フランチャイザーがフランチャイジーに対して一定の経営指導および改良されたノウハウを継続的に提供するという点では、フランチャイジーを委任者とする準委任的要素、付随的に継続的売上の要素を含んでいるといふ。

本判決は、「本件委託は、準委任（民法656条）の性質を有する」としていることから、フランチャイズ契約は混合契約であると理解しているといえる<sup>(6)</sup>。

(b) 独自の契約類型説

独自の契約類型説によれば、フランチャイズ契約は、民商法に規定されている典型契約を組み合わせた混合契約ですらなく、単なる複合契約ではない。それは、ライセンス契約の一種であって、フランチャイズ・パッケージの実施許諾契約であり、また、多くの権利義務や事実関係を

---

(5) 金井高志『フランチャイズ契約裁判例の理論分析』(2005)4～5頁。

(6) 金井・後掲「判批」10頁、高田・後掲「判批」21頁、奈良・後掲「判批」9頁、後藤・後掲「判批」86頁、沖野・後掲「判批」47頁、山本・後掲「判批」45頁も、フランチャイズ契約は混合契約であると理解する。



組み合わせ、全体として有機的に機能する組織を創り出すものであるという意味で、システム契約としての性格を有する<sup>(7)</sup>。

原審判決は、「加盟店基本契約は、・・・相互の権利義務関係を包括的に規定するものである。したがって、原則として、その一部を取り出して民法の委任の規定や準委任の規定が適用されるとするのは相当ではない。」としていることから、フランチャイズ契約は全体として独自の契約類型であると理解しているといえる<sup>(8)</sup>。

フランチャイズ契約の法的性質に関する理解の違いは、原審判決と本判決の判断の相違が生じた理由の一つであるといえる。

### (三) 典型契約の意義

本判決において、「本件委託は、準委任（民法656条）の性質を有する」とはいえ、「本件基本契約には、本件発注システムによる仕入代金の支払に関するYから加盟店経営者への報告については何らの定めがない」。本件報告義務に関する定めがないことは、原審判決、本判決とも認めている。

このような事実関係のもとで原審判決と本判決の判断の相違が生じた理由には、典型契約の意義への理解の相違があるのではないか。典型契約の意義については、(a)典型契約を消極視する立場と、(b)典型契約を積極視する立場がある。

---

(7) 川越憲治『フランチャイズシステムの法理論』(2001) 92頁、95頁、96頁、小塚莊一郎『フランチャイズ契約論』(2006) 51～52頁。

(8) 野澤・後掲「判批」151頁は、フランチャイズ契約は独自の契約類型であると理解する。

(a) 典型契約を消極視する立場<sup>(9)</sup>

従来の伝統的見解によると、類型としての典型契約規定は、当事者の意思表示が欠けていたり、また曖昧だったりして、当事者間に争いが生じたとき、裁判官が裁判するに当って依るべき規準を定めたものである。したがって、ある契約が特定の典型契約に属するという事は、当然にそれらの典型契約規定が適用されるという意味まで持つのではなく、ある契約が民法典所定のどの典型契約の概念に包摂されるかということはその契約より生ずる法律関係を処理する上にたいして意味はない。そして、大切なのは、ある契約が具体的にいかなる事実なのかを確定し、民法典所定の典型契約の規定がいかなる事実に着眼して設けられたかを見極め、その典型契約の規定の前提とする事実がある場合のみ当該規定を適用すべきである。

原審判決は、受任者の報告義務を定める民法645条の適用の可否を検討する際に、本件委託の法的性質を考慮していないことから、典型契約を消極視する立場であると考えられる<sup>(10)</sup>。そして、民法645条がいかなる事実に着眼して設けられたかについては考慮はしていないが、「加盟店基本契約には会計・簿記サービスの提供義務について詳細な規定が置かれていること、それにもかかわらず、Yが加盟店に対して推奨仕入先

---

(9) 我妻栄『債権各論上』(1954) 47～48頁、同『債権各論中一』(1957) 220～221頁、来栖三郎『契約法』(1974) 739頁。

(10) 後藤・後掲「判批」86頁。これに対し、沖野・後掲「判批」49頁は、原審判決は、典型契約制度に対する消極的姿勢を基本に据えているのではなく、カテゴリーとしてのフランチャイズ契約を指向するものであるとする。これは、典型契約制度を積極視する立場が主張する「創造補助的機能」を體現したものであるといえるとする。

からの請求書・領収書の交付や取引内容の報告について定めた明文の規定はないことからすると、明文規定がないのは、上記の各義務をYが負わない趣旨であると解される。」ことから、民法645条が前提とする事実はないと判断したといえる。

(b) 典型契約を積極視する立場<sup>(1)</sup>

一方、近時は、典型契約の意義を積極的にとらえる立場がある。この立場によると、典型契約には、分析基準機能のほか、内容調整機能、創造補助機能がある。

分析基準機能とは、契約類型が法的カテゴリーとして存在することによって、個別の契約内容を分析する際のツールとなり、また、契約についての一定のイメージを形成し情報伝達することができる点に関する機能である。内容調整機能とは、契約内容を妥当なものに整える機能である。すなわち、典型契約規定は、契約の解釈や空白部分の補充に際して機能するだけでなく、適正な内容を示すものとして形成された任意規定を基準として考えたときに、そこから離れた約定がなされるには一定の積極的な理由が必要であるという、任意規定の半強行法規化としての機能である。創造補助機能とは、典型契約類型が存在することにより、標準的な契約内容の形成がより容易に実現される一方、そのような契約実践の蓄積によって既存の類型の修正や新たな類型の創造が行なわれ、個人の営みを通じた社会秩序の再生産が実現されるという機能であ

(1) 大村敦志『典型契約と性質決定』(1997) 351～352頁、山本敬三『契約法の改正と典型契約の役割』別冊NBL51号8頁(1998)、潮見佳男『契約各論』(2002) 10～16頁、石川博康『典型契約と内容の確定』『民法の争点』(2007) 236頁。

る。契約を締結しようとする当事者は、白紙の状態から契約内容を作り上げるのではなく、典型契約類型を前提とした形成行為を行なっているからである。

本判決は、「本件委託は、準委任（民法656条）の性質を有する」ことから、「本件基本契約には、本件発注システムによる仕入代金の支払に関するYから加盟店経営者への報告については何らの定めがない」場合に、本件委託に民法656条、645条が適用されることを前提としている。これらの規定の適用の根拠として、本件基本契約全体からみた、加盟店経営者側と運営者側の事情を考慮する。すなわち、加盟店経営者側の事情として、「商品の仕入れは、加盟店の経営の根幹を成すもの」であるから、「仕入代金の支払についてその具体的内容を知りたいと考えるのは当然」であること、運営者側の事情として、「Yに集約された情報の範囲内で、本件資料等提供条項によって提供される資料等からは明らかにならない具体的な支払内容を加盟店経営者に報告することに大きな困難があるとも考えられない」ことを考慮する。本判決のこの考慮は、典型契約の分析基準機能を体現するものだけではなく、内容調整機能の発現もみてとることもできよう<sup>(12)</sup>。

本判決がこのような判断枠組みを採った理由としては、フランチャイズ契約一般に内在する特徴に考慮した面もあるのではないか。すなわち、フランチャイズ契約は独立の事業者間の契約でありながら、情報量や情報分析能力に関しては較差のある当事者間の契約であることである。このことから、契約締結過程においては、運営者から加盟店経営希望者に対する情報提供義務が、信義則に基づいて一般的に認められている。本判決は契約締結前の情報提供義務を扱うものではなく、契約期間中の情

---

(12) 後藤・後掲「判批」86頁、沖野・後掲「判批」49頁。

報提供義務を扱うものではあるが、運営者に情報が集約され、加盟店経営者が必要な情報を収集する手段がないという状況において、フランチャイズ契約全体からみて適切な権利義務の分配がなされたものとみることも可能である。

#### (四) 「本件特性」の趣旨

本判決は、準委任の性質を有する本件委託について、民法645条に基づき、受任者の報告義務が認められると判断した<sup>(13)</sup>。しかしながら、本件基本契約に、通常の準委任と異なる「本件特性」が存在することから、本判決はさらに、「本件特性」が（民法645条も含めた）準委任契約に関する規定全体を適用しない趣旨か否かを検討する。

「本件特性」とは、Yに、仕入代金相当額の費用前払請求権（民法649条）、支出の日以降オープンアカウントによる決済の時までの利息償還請求権（民法650条）、仕入代金支払について報酬請求権（商法512条）がないことである<sup>(14)</sup>。これらの「本件特性」を、本件委託の範囲内でのみ見ると、「通常の準委任と比較してYにとって不利益であり、Yの加盟店経営者に対する一方的な援助のようにも見える」。しかしな

(13) 高田・後掲「判批」21頁、金井・後掲「判批」10頁、後藤・後掲「判批」86頁、奈良・後掲「判批」10頁、沖野・後掲「判批」51頁、山本・後掲「判批」44頁。これに対し、吉永・後掲「判批」94頁、野澤・後掲「判批」151頁は、運営者の報告義務の根拠は、民法645条ではなく、本件委託が準委任契約であることも含めた、「本件基本契約の合理的解釈」であるとす。

(14) 実質的には、これらの請求権は実現されているという指摘もある（吉永・後掲「判批」99頁、奈良・後掲「判批」11頁）。すなわち、オープンアカウントによる決済方法により、運営者は毎日膨大な額の送金を加盟店経営者から受けており、当該金員を無利息で運用できる。報償請求権に関しても、運営者はこうした決済システムの提供も含めて対価（ロイヤリティ）を徴収しているといえる。

がら、本件基本契約全体から見ると、Yに対するメリットが多い。すなわち、そもそも「本件特性」は、Yが本件基本契約に基づいて提供するオープンアカウントによる決済方法に伴う結果であり、また、Yはオープンアカウントにより、「仕入代金の支払に必要な資金を準備できないような者との間でも本件基本契約を締結して加盟店を増やすことができる」という利益」と、「加盟店経営者がオープンアカウントによる決済の方法を利用して仕入商品を増やせば、売上げも増えることが見込まれ、売上利益に応じた加盟店経営に関する対価を取得する・・・利益」を得る。

したがって、本判決は、「本件基本契約の合理的解釈としては、」「本件特性があるためにYは本件報告をする義務を負わないものと解することはできない」とする。これは、本件基本契約全体の合理的解釈から考えて、「本件特性」は（民法645条も含めた）準委任契約に関する規定全体を適用しない趣旨ではないという判断である。

### 三 評価

判旨に賛成である。理論的には、本判決が、具体的な法律関係である本件委託は準委任の性質を有するとしたうえで、本件基本契約に本件報告義務に関する定めがない場合であっても、加盟店経営者側と運営者側の事情を考慮した上で典型契約規定の適用を認め、さらに、本件基本契約全体の合理的解釈から考えて、受任者の報告義務を定めた民法645条を排除する趣旨がない限りは、本件報告義務が認められると判断したことに賛成する。

実質的にも、運営者のもとに情報が集積されるフランチャイズ契約において、運営者の加盟店経営者に対する報告義務を認めたという結論は妥当である。また、報告義務を定める民法645条の適用の可否に関して、

当該フランチャイズ契約における当事者の利害関係を考慮し、当事者間の公平を害さないよう判断したことについても賛成する。

#### 四 本判決の射程

本判決の判旨は、加盟店経営者が運営者に商品代金支払を委託し、その決済がオープンアカウントによって行なわれるコンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約にのみ適用され、フランチャイズ契約一般に適用されるものではない。しかしながら、加盟店経営者と運営者の具体的な法律関係を混合契約としてとらえ、その関係に典型契約の規定を適用する際に、フランチャイズ契約全体の合理的解釈から、当事者間の利害関係を考慮するという枠組みは、フランチャイズ契約における義務内容を判断する際に参考になるであろう。

なお、今後は本件報告義務を排除する条項がフランチャイズ契約内に置かれる可能性もある。そのような場合に645条が適用されるか判断する際にも、本判決が採った枠組みである、両当事者の事情を考慮し、契約全体の合理的解釈から結論が導き出されよう。

#### 五 残された問題

##### (一) 報告義務の範囲

残された問題としては、運営者が、本件基本契約に基づき加盟店経営者に対して報告義務を負うべき本件報告の具体的内容と、内容確定の際に考慮される事情がある。

支払先、支払日、支払金額、商品名及び単価、個数といった支払内容が報告義務の範囲に入ることには問題はないであろう。各仕入業者から

運営者が受領した仕入値引高は、個別的な取引である本件委託のみに関する事項ではないため、報告義務の範囲に入らない可能性もある。ただし、仕入値引高の受領内容についても、本件基本契約全体からみれば、加盟店経営者にとって必要不可欠な情報となるため、報告義務の範囲となるであろう。したがって、ある情報が報告義務の範囲に入るか否かの判断をする際にも、本判決が採った枠組みである、加盟店側の事情（当該情報の重要性）と、運営者側の事情（情報提供が容易であること）が考慮されるのであろう<sup>(15)</sup>。

## （二）報告に関する費用負担

また、報告を行なう際の費用は加盟店経営者と運営者のどちらが負担すべきかも本判決からは明らかではない。本件報告義務に関する費用が、委任事務を処理するために必要な費用であるならば、加盟店経営者が負担することになる（民法650条1項、649条）。しかしながら、このように考えた場合、数名の加盟店経営者への報告義務を履行するために決済システム全体を改変することとなり、加盟店経営者の負担が莫大なものとなる可能性がある。本件報告義務は本件基本契約に含まれる義務として考え、費用については、債務の弁済のための費用（民法485条）として、運営者が負担するのが適切であろう。運営者が負担する費用は、結果としては、ロイヤルティとして加盟店経営者全体が負担することになるであろう<sup>(16)</sup>。

---

(15) なお、差戻審（東京高判平成21年8月25日消費者法ニュース81号356頁）では、支払内容と仕入値引高の受領内容（支払者・受領日・受領額・一個あたりの受領金額）が報告義務の内容として認められた。

(16) 差戻審では、報告義務に関する費用は、委任事務を処理するために必要な費用であるため、加盟店経営者が負担すべきとされた。



< 本判決に関する解説・評釈 >

笹本幸祐・法セ646号123頁

高田淳・法セ646号122頁

同・セレクト342号21頁

金井高志・N B L 891号 9 頁

吉永一行・民商140巻 1 号89頁

後藤巻則・ジュリ1376号85頁

奈良輝久・金判1318号 8 頁

沖野眞巳・判夕1298号41頁

野澤正充・判評607号148頁

山本豊・リマ40号42頁

【付記】

本稿は、平成21年度科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）課題番号20830009）の助成による研究成果の一部である。